



7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4

1  
2048  
教育研究

### 學の名宣伎

學問大綱三事より一を神學より一事實の學問より  
一古教學事より當前より主と稱するを派す下様の古教  
を參じて至る

### 神學

是を今日本紀古事記の神代事と解する學問すと云ふ  
くも種々のを派すより古代の傳說を釋る本紀丸えより  
又佛と混じり教皇と稱す一派す而鄙習る合ひて吉田家  
の神石光也すと云ふ是は舍利子釋尊之流す道義先を  
告氏御山崎氏峰等の流す又傷佛と云ふ

皇國

の古書と考證りて釋尊は流より縣庵の金匱の後  
安國をもととすも此と古事記より又近以て南設佛說  
すと天狗十傳の妄言とも交へて愚人を欺く魔神の神  
五十九也すと云邪說すれど信頼す

我國を神としての政則神の宗祖の故に  
神主と首から必ず称へ我國よりして神也とよ  
く神と教へ事を第一とす事勿論すと云ふれども  
ま神童と拘泥りてやれば又穿鑿とかひては思  
えず神と教ひ神とけふ多小もゆきすと云ふれど  
むすろ神を教へ成した無はむれどもいふ孫子絶えど

リ一説も古事記と云ひ考證ちと云はず  
日本化神代をと釋尊とまことの講述をより  
うる一條禪因の眞言よりは坐て出氏の傳述れ  
云氏の姓坐て谷川氏の通説れの類ともとて諸家の説  
この説を承るまことにたる古事記の説をめぐらしく  
因酒もとく拘泥をす

古事記神代考と古事記傳の説ととて今人によ詮  
の説の及すがもとす千古の昔の事

古事記をと齋部氏の白解龍氏の言跡が著す  
群書類聚のみぞ船佐氏の校本と考究をよみす

疑齋もて更生す書中某金を右の疑高寺もあらせて  
見よべ

近在式<sup>ハ</sup>立表祝詞<sup>ハ</sup>取居<sup>ハ</sup>の役御行<sup>ハ</sup>金を右の大  
祓詞後釋<sup>ヒツク</sup>古<sup>ヒト</sup>不送<sup>スル</sup>の神事<sup>は</sup>は釋<sup>スル</sup>傳<sup>ハシマ</sup>化<sup>ハシマ</sup>の  
詔<sup>ハシマ</sup>解<sup>スル</sup>もあらもとを有<sup>ス</sup>べ<sup>ス</sup> 朝野草載<sup>モハシノ</sup>宣示祝  
酒<sup>ハシマ</sup>の御<sup>ハシマ</sup>あり<sup>ス</sup> 神社<sup>の</sup>前<sup>ハシマ</sup>も近在式<sup>ハシマ</sup>神名帳<sup>トドケ</sup>とすと<sup>ドケ</sup>  
林家<sup>の</sup>の神社<sup>考</sup>白井氏<sup>の</sup>の神社<sup>伝</sup>家<sup>ヒメ</sup>と口氏<sup>の</sup>の神名帳<sup>考</sup>とす  
おあり古事に傍<sup>ハシマ</sup>も説<sup>スル</sup>考<sup>ハシマ</sup>もよ<sup>ス</sup>  
祭礼<sup>の儀</sup>式<sup>ハシマ</sup>裝束<sup>ハシマ</sup>器物<sup>ハシマ</sup>す<sup>ス</sup>車<sup>ハシマ</sup>ハ直<sup>ハシマ</sup>破<sup>ハシマ</sup>後<sup>ハシマ</sup>式<sup>ハシマ</sup>  
西宮記北<sup>ハシマ</sup>抄<sup>ハシマ</sup>次第伊勢の書<sup>ハシマ</sup>ハ近在儀<sup>ハシマ</sup>帳<sup>ハシマ</sup>と

本<sup>ハシマ</sup>ト考<sup>ハシマ</sup>室<sup>ハシマ</sup>ハ<sup>ス</sup>近<sup>ハシマ</sup>勢<sup>ハシマ</sup>の事<sup>ト</sup>ニナリ<sup>ス</sup>ト近<sup>ハシマ</sup>儀<sup>ハシマ</sup>

式<sup>ハシマ</sup>帳<sup>ハシマ</sup>大<sup>ハシマ</sup>神<sup>ハシマ</sup>宮<sup>ハシマ</sup>儀<sup>ハシマ</sup>式<sup>ハシマ</sup>始<sup>ハシマ</sup>今<sup>ハシマ</sup>神<sup>ハシマ</sup>宮<sup>ハシマ</sup>雜<sup>ハシマ</sup>例<sup>ハシマ</sup>集<sup>ハシマ</sup>モ<sup>ハシマ</sup>口記

枚<sup>ハシマ</sup>百<sup>ハシマ</sup>部<sup>ハシマ</sup>也<sup>ハシマ</sup>

服<sup>ハシマ</sup>假<sup>ハシマ</sup>能<sup>ハシマ</sup>解<sup>ハシマ</sup>禁<sup>ハシマ</sup>忘<sup>ハシマ</sup>表<sup>ハシマ</sup>奔<sup>ハシマ</sup>令<sup>ハシマ</sup>儀<sup>ハシマ</sup>制<sup>ハシマ</sup>式<sup>ハシマ</sup>假<sup>ハシマ</sup>寧<sup>ハシマ</sup>令<sup>ハシマ</sup>近<sup>ハシマ</sup>在<sup>ハシマ</sup>

式<sup>ハシマ</sup>苦<sup>ハシマ</sup>と<sup>ハシマ</sup>キ<sup>ハシマ</sup>止<sup>ハシマ</sup>鹽<sup>ハシマ</sup>玉<sup>ハシマ</sup>要<sup>ハシマ</sup>お拾<sup>ハシマ</sup>荷<sup>ハシマ</sup>伊<sup>ハシマ</sup>勢<sup>ハシマ</sup>のま<sup>ハシマ</sup>伴<sup>ハシマ</sup>

服<sup>ハシマ</sup>假<sup>ハシマ</sup>令<sup>ハシマ</sup>少<sup>ハシマ</sup>忘<sup>ハシマ</sup>苦<sup>ハシマ</sup>と<sup>ハシマ</sup>ひ<sup>ハシマ</sup>ま<sup>ハシマ</sup>す<sup>ハシマ</sup>有<sup>ハシマ</sup>ハ<sup>ス</sup>不<sup>ハシマ</sup>ニ<sup>ハシマ</sup>事<sup>ハシマ</sup>間<sup>ハシマ</sup>

も<sup>ハシマ</sup>之<sup>ハシマ</sup>若<sup>ハシマ</sup>のう<sup>ハシマ</sup>ち<sup>ハシマ</sup>ん<sup>ハシマ</sup>も<sup>ハシマ</sup>す<sup>ハシマ</sup>う<sup>ハシマ</sup>き<sup>ハシマ</sup>う<sup>ハシマ</sup>す<sup>ハシマ</sup>す<sup>ハシマ</sup>

事<sup>ハシマ</sup>宣<sup>ハシマ</sup>室<sup>ハシマ</sup>問<sup>ハシマ</sup>

事<sup>ハシマ</sup>室<sup>ハシマ</sup>の事<sup>ト</sup>向<sup>ハシマ</sup>も<sup>ハシマ</sup>行<sup>ハシマ</sup>ち<sup>ハシマ</sup>坐<sup>ハシマ</sup>室<sup>ハシマ</sup>朝<sup>ハシマ</sup>儀<sup>ハシマ</sup>官<sup>ハシマ</sup>移<sup>ハシマ</sup>衣<sup>ハシマ</sup>往<sup>ハシマ</sup>姓<sup>ハシマ</sup>モ郡<sup>ハシマ</sup>

田<sup>ハシマ</sup>賦<sup>ハシマ</sup>實<sup>ハシマ</sup>積<sup>ハシマ</sup>益<sup>ハシマ</sup>財<sup>ハシマ</sup>動<sup>ハシマ</sup>植<sup>ハシマ</sup>は種<sup>ハシマ</sup>の類<sup>ハシマ</sup>す

事実の字問も革金を律とぞ字にて 律古文  
はうひとせと革は名は律と賦溢律とせと律と金と  
革すかし書を要する所あれ、在すまわす事まで  
國史とよきこととさとト律令ノ律令ノ國史セ  
されば、御事と御事と御事と御事と御事と御事  
御解の事と一あくと御事と御事と御事と御事  
され、是端曲事と御事と御事と御事と御事と御事  
並向の事と御事と御事と御事と御事と御事と御事  
御事と御事と御事と御事と御事と御事と御事  
記え明事と御事と御事と御事と御事と御事と御事  
記え明事と御事と御事と御事と御事と御事と御事

事とおと自會れ文武天皇のたとをもまゆりてす、古  
事記より古き書なり。三、皇朝四五の字行り記は  
道は往直明は道直、明法道直則律令の字問也  
古事、朝儀の事、もと事あれ、當ははす、問ひ  
もいぢみ事と法家の効事と、上四首のうち、革金大  
切の字問す、四官僚の事と、すと左僕令、假令  
裝束の宝問、衣服、令服、假令の事と、すと表幕令  
假令令、令の事、洋略令、令と、令と、令と、令と、  
をすひて、りねすと極て、枚葉と、まく、五國ふと、  
こよ内と、經國事と、すと、經國事と、第一事と、傍書

主を經濟の長とする。あらう、あらうて經濟の事の裏  
述數部あり作中より批評不敬忌諱を犯さざりく  
せの害ある書もありとて之を律令とぞもあや  
まちす。

東皇室令近表。或葉とめふひりて天下の法制と宣  
めしもひ有徳臣大内軍を令とめしもひ下里草太  
夫師古の令。東之進在湯中。校合を乍りたりす  
皆人の能とす。又あいせよをあと。口生字胸とせん  
と。有才人の文とす。有才の律令をす。

史家先支商法と云ふ事もす。勿論也。此由筆没

紀年も本吉野山十卷のとぞり。日本後史をえり  
角弓子序

日本紀をすすむ。先後年紀づく。すす年紀。豫乐達  
准石家照の法教す。云てよき。云てよき。うのぞれ  
を考らかくして解をもつまやう。

國史の外玉代一曉皇朝史略。續皇朝史。國史解の

れを見るべし。

國史をすすむ。必新井氏の讀史傳。詩聖山氏の保達  
大記を取次と定めて。又は氏の無度せらの改革を  
を序。日本史の詳贊も議論印し書きす。やもべ

百体抄扶桑異化水院大院抄後傳平源物語  
平家物語津平國表記車後平記承人記應仁  
記のれよりとくべ

吉部のアトを考索するも吉方紀は様式に芳  
野松毛下を見ても之を考た平記はさうめまわ  
朝臣を禁じる行をよ、筆事の儀式

貞觀儀式西宮記北山抄江淳第より、物主ノキ  
筆事根源をとくべ

官移の之間を官移令職久全をせり、職事抄古  
察訓要書官移難解官職知悉三井氏の職原

十卷抄大卷等とて、序

衣紋の掌間、衣役令とて、諸家の装束抄桃ひ  
葉葉落抄新野尚友装束圖式手本とて、  
一

姓氏と京國の掌間抄新桃姓氏錄とて、抄  
抄帝王名録尊卑公脉姓氏錄とて、原その  
うへ古事記傳抄と參考、御庭角抄氏姓手本す  
るべ

國郡の事は墨記の國造や地名、郡部近臣氏  
部式拾芥抄玉部等とて、古事記傳と參考すべ

翠木氏比六鳥の記、よきやありゆるべし

田代ノミツ年貢アリ此字間を田金紙役令とす  
ヨリナリ備考田園數ホを尋考也

宝貨也全銀銅錢のれどけ字間を宝貨す割制

度通金銀譜金銀因賂ホを参考也

器財ハ俗ヨリ首具アリ和名わ調波郡敷張雜物

おホトホウリ神社佛閣の古物とシテ國史近事式

美葉源氏の器物の國とつまへけ字間をせられ

古着古物の也傍とすことをもたらシ人ノ次うもと多く

武器の字間を新井氏の軍器考伊勢氏の軍器を元

新井歐伊勝氏ハ武器の字間の古字す

笠森國史モホホホ藏鉤相機ホのれどく

又え源氏より更んづ鉤鉤モ之のれ見えりかね

トモトモ近まつむす雅遊游水遊苑あり沙汰

モ多考矣ヘ一年の事のやうすれぬ古のこと

ザイ 歌学

奇學の事々々近世英冲阿闍梨始々古字義唱

ミトヨ縣在あれども又一候印叶給尼有モ又ニあ

リシムサムモマツドヒラリモアヨイセの事也す

十八九年もつゞきまことに何時とよもよりは  
こよみ人の大功あり

中世の歌學先頭日清橋ひそかに了す清輔ち  
を不甚後俊承後成仰定家仰の義高之子のせ  
もくへはもやす多くあなうからむすんでう  
せやうすもあそぞうすもあそばはせせせ  
かふれ坐齋の亭屋と松方とてうり是をう  
カカサ

初の学問をやらずとをさうして詔書勅をうる第一  
ぢいわづ重くうるうオ一見是と詔旨言とす

此くあづ詔書といひ詔のことをやく大方後承多  
字の主あるの宝鏡は似多々重き古事記のあづけ  
とし今の大文字とすゆねえもへづけ

詔のつづりやうと云ふもあまに雅詔譯御消息文  
あづらひおいかがつおりあたせアラアラ古今を  
浅ほひのや柳もあづ尺五丈、かつひとさきを伴  
うりと義高にうりてすとひふはせてれやあ古言  
押雅言假字極古ハシテつづりを在后あづか  
すすむやあづかきを解たへけまつじ詔のをさき  
をさき書、詔をちまくおあづかひもおもほせん

一 一 漢詩序文をもつて古歌を解する  
もううう歌文を解するが、大切のねこの詞の風の統てよ  
をまじめううをまじめううにまじめううをもつてたうお  
書をまじめうう詞のやまうう熟せられはるをほの肝事を  
まじめうう哥子ううやまううモリマリすうう詞のやまうう  
をまじめうう詞のやまうう熟せられはるをほの肝事を  
まじめうう歌文を解するが、古歌を解する

べ

詞のやまうう、詞のやまううをもつて歌をまじめうう  
まじめうう一生下すうう歌とまじめううを、歌の掌ほのとま  
まじめうう歌の掌ほのとまじめううをもつて歌をまじめうう

まじめううとまじめううとまじめううとまじめうう  
諦めをまじめうう、古歌を解するが、歌の解するまじめうう  
五記更歌書諦め大机相大機也のむれもと歌意  
考玉歌ハ諦目行非日歌を解するが、歌を解するま  
みあらうう六達六則三あらううの解するが、歌を解  
ベー是の歌をもよよ解するが、歌を解するが、歌を解  
さう歌とすべ

師の恩訓をうけたううが解するが、歌を解するが、歌を解  
する人のうすう師の加筆をうけたううが、歌を解するが、歌を解  
正第の解するが、歌を解するが、歌を解するが、歌を解

の説の外其他の説をまこと仰の基よりか他に基  
をえぬまじく。井戸の子居す。大林のせもア  
モモク。至るにげて生れても久々上至一う。身豈かよ  
の人の生すまうの下のみまじ全くあらう。仰家  
を作ることあらず。

仰たゞへの多金をはずり他のえと聞ふ。仰の學  
若達を仄めく。もと少しお詫びえと。こうなるの  
破綻を仄めく。或まことにあむか。ありうち  
が先生よりはきよしむ。古事記はとめりとぞ。よ  
むだまこと。想う。うう。自らは考へひきのうよ。あく

まの儀を重ねて人をうか。又子をなしたく教育する  
やうある。又育まれた。律儀仰と。信玄公あれ。  
仰の比と。とくに有る。めあすと。いも先手もあらや  
まえを残ゆ。仰を。才をまじめと教ます。ま  
とす。

仰の説をひきよ。仰とも。よくうかね。仰。仰  
思ふ。ちがう。金。うす人をうか。生じて死もと。よど  
あ。父兄を。仰。とおして人かあ。才を。あらみや  
あらう。かよ。生れ。と。い。死の。る。又母の。あらゆ  
が。ち。今を。極す。恩を報す。仰の恩を。えられ。文

母をさうしてかくのとく大切しきものより死を以て抜き  
まへがまほどは絶対せうへ思儀尋ねぬやうも  
さす

平吉宣家御の手ノ和歌は古事をかうく  
仰げるを右心や其の内を先手アリは誰人の  
おれと詠せらんやとあくままでうみをひすり  
争もあけたま草席衣冠の威儀にすをかくやまと  
ハシモヤマハル卑人の木綿衣装をかくやまと  
ともえり又が人の物少とくよ多めもすと  
ト達部の代役のゆがまき柳ともすと

又河つてまきはあやめをやまくべりくも  
いきこすくよじちやまうりうとくちこくとくの都  
府やあきのほりやまくのす

舊本の譯文卷頭　紫雲は嘗て極めて  
詩文の作りあすとく、あくまでもとく全教  
の事に對し心を底のあひがまく、おも居處の古今を  
詠ひて歌ふ所をあつたとあるが、  
却てあくたと非言ふ所をあつたとあるが、  
ヘラサ

萬葉集をすすむに就て古記事擧考と云ふ

等を取る所 売本には必ず此の二種類で  
て見る所 之の後は作者履歴考ありと云ふのを以て  
其用字ねれ 村河家訓考也

古文集を手にし題注審勘より此を知る古文錄  
材わ古今集も同古文集を以て合せ見る  
伊勢物語も松浦月賦伊勢物語古文をもせる  
源氏物語ハ古文和歌も河内歌也鳥辞情近シ物語  
湖月も浮説松毛も小柳學家論もあり也

三章

奇文を多く見る所題注題解爲袖中抄

新古今美濃の家ほと草薙集五第十一首以觀  
お因ひしまひ等す

近來古家多手辛の所皆が古安沖や流吉諏訪  
神モモト翁の所古文の所を好アレシテ詮議  
三代集さうも山一條の所下の風を執り多景石の  
も近來物語の久人アリゆきうる姿うるく  
意よきをえむたの之を手本すくちに便りて  
考セキセキを一法セキセキアリ  
文を学ぶよと古文を追本し緒本記詮詞を手本と  
まゝ中古の風を伊勢物語大和物語松子城モモト

うき寫真序 こうみはり 美古今美角集  
信核を手の仕事をしてから、枝卓松雲を文筆作  
古文を何處か多く執り、消息文制紫文制錦堂文  
消息のれ皆所存す。あくまでもうへ

寅庵大人阿波國もじん人のまほをとひあす  
天保十二夜正月廿四日伊勢國永幸寅庵の故  
え、写

天保十三年正月廿二日正午  
手元は家をへつたのをへた今すねけどもあ

とおもへて、とおもひます  
ふと見へきたるにほんとある みつさうす  
つちうが まあひとの苦文  
花の字あらわす、富永考へるをすがまやく  
の呂がめぐりのよとの時をすばす、草むらすつや  
面の二アをつゝ、とおもへさせつ

天保十三年正月廿二日出雲宿存尊鑑

天保十五年正月廿二日

眼定

弘化四年正月廿二日

大江諸史

嘉永元年四月廿二日水鏡院うちをかどり写ぬ

岸 本國

嘉永二年四月下旬吉氏の藏本をうり、予友の  
免下吉作と名入を写す五枚

楊應林

明治三年八月林吉平与一子古手は家  
中よりこれとぞ書片 云承紀一

答清問

三代松右衛門山訓

ムニシ

少室山内侍者又識此園也。後亦未詳其處。但見  
一足識者。口傳の學問も實在す。余大まづは  
一面の名守をば在るが事。必ずんに通じて、  
ほく派え教をと何より本體の事。まことに。  
一字儀り人。某入にてたまひ初の間を取立等。  
四五日。身をうちかへる間の事。ひよし。ハはれ。師家。中  
居のつゝ。口傳。先ほ家への不儀も度。但方角まさ  
そまの先立主へ門をもよまぬ。是をつとめと  
やうす才德ありとれども。正直也。居中  
一室の子房を娶ゆ。即ち閑室。ねむる所。左の如きの

そぞせよひらけりハシミナヘテノは眞吉序感哉  
侍きよすゆをとくにへば人そのをすす學問作  
あうひはをひそかくモ詔を訓じリ特設といふ字  
あ多くはとせよ爲すくすすくすすくすすくすす

一子部類わ數多体上六部れようどいとの例筆  
の設すよもわる仕事りた愚考ふまむとくとく新  
設家の荒玉ややすらひては行れ、あすくぬくすす  
底の秋一五十九事

一草す神社ノ思人をあもむ事一種ナ度ノ毎上  
す教禁はれ、中また正月を神と神一神並

も美妻をとられ未生未死殊は長元四年伊勢齋宮  
寧頭原原相通智夫婦下云大神安付の男女子  
よ荒木をすすめはしりとく民を欺せ駆動仕  
事、左經記少右記神官雜事訖亨之日是れゆ志  
伊勢もくゞ妖言を誠久巫觋をそそげりと才と信す  
一神ノ神典をすすめ者、左佛家のみ十三天を乞  
うりて、つとひてお禱り申れ算多くはて、故少と  
も今もとのことをすまよを宣までほとえや  
學問の石記引ひと神事ととせりうせん事

一皇朝をもりて全般の國史をよみてすく勿論す  
在の國史をよみふる今をよみ偕柳とよんでハ一先  
進ふうりへやまほすは今とよまぞ國史より天下  
地をうらゆる事

一聖人の首をうつぶ車皇御宇考の惡無モ  
東壁宮林名神巫も時代の風控モミキモシヤ  
半濟也モ極ムモ侯小玉儀モダニ漢籍とみテ  
聖人の方ノ序ノ字ノ注法但錢國と夷々一清國と中  
華と名づれのひうど此役亦以は及り水戸西山公の  
明人朱痕水を有先あもの傷きとけねじぬふ

一秋の氣のせ候ぬのにかく一部も手す日本禮  
儀類典やはてんす、説あらず、其言ひとせあらず  
一古言と釋ルモ古言とれし事事てよとはゆゑ  
の事事手本ハ後を取る者の傳はすす年越はん代  
翁の言ひて上一月始くたのあけやまはあやうに事  
一ちの金屋、身の筋の事、こゝれやまはあやうに事  
スハ傳方せみし、身は傍、詞のちも、をすひゆせせん  
ス一とせられと要はれて何のとわやうはす事無作  
ひくとせられて、一めがどうす、とせらすをよもりては  
古れさるのあらへ性すれども、よほ如く事、奇め

美術書肆  
柏林社書店  
東京都文京区森川町2  
電話 (811) 5445

わよとをくは、すねぬのうねり人ふ教へやれみ  
白ひははははははははははははははははははは  
有り、移りすとあがりとあがり  
一學問仕合は上、何事もおおと山くはるの益よ  
あらうとすりあらうせりあらう  
神恩國恩の方一をもねり度まむたすらう  
やかやくあらはる学問仕合は利よとく大意窮屈の  
行すし力足りず大馬とよも仕合を打つてんとゆく  
前渡のいははははははははははははははははは

天保十二年七月廿二日馬場野太野氏寓居  
ほの出なまのをとく、牢に佐佐吉耳

明治三十一年八月廿九日平野一古著

一

